

参考資料

○ 関係会議等の答申等

- ・ 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について
（中央教育審議会答申）〔平成 23 年 1 月 31 日〕（抄） 2 6
- ・ 専修学校教育の振興方策等に関する調査研究報告
〔平成 23 年 3 月〕（抄） 3 5
- ・ 教育振興基本計画（閣議決定）〔平成 25 年 6 月 14 日〕（抄） 3 8

○ 専修学校の概要 3 9

○ 専修学校に関するこれまでの主な制度改正等の概要 4 0

○ 関係データ等

(1) 「職業実践専門課程」に関する資料

- ① 目的 4 1
- ② 修業年限 4 2
- ③ 授業時数 4 4
- ④ 教育課程 4 5
- ⑤ 成績評価 4 7
- ⑥ 演習・実習等 4 8
- ⑦ 教員の資質向上 5 3
- ⑧ 自己評価・公表及び学校関係者評価・公表 6 1
- ⑨ 教育活動情報の公表 6 2

(2) 諸外国の動向

- ・ 世界的な高等教育圏の動向 6 3
- ・ 諸外国の学修成果・職業能力の認証・評価制度 6 3
- ・ 高等教育進学率の国際比較 6 4
- ・ 各国の高等教育機関の分類 6 4
- ・ 諸外国の職業教育の概要（高等教育） 6 5

(3) 校外実習の例

- ・ 大阪府「産学官接続コース」ガイドライン
〔(社)大阪府専修学校各種学校連合会〕 6 7

○ 関係法規等

- ・ 学校教育法（抄） 7 3
- ・ 専修学校設置基準 7 6
- ・ 専修学校等における学校評価に関する法令規定 8 9
- ・ 専修学校等における情報提供に関する法令規定 8 9
- ・ 大学等における情報公開に関する法令規定 9 0
- ・ 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の
付与に関する規程 9 1
- ・ 専門士・高度専門士の称号の付与の状況について 9 2
- ・ 大学・大学院入学資格及び大学編入学資格に関する法令規定 9 3
- ・ 専修学校における単位制・通信制の制度化 9 4
- ・ 専修学校における学校評価ガイドライン概要 9 6
- ・ 「専修学校の質保証・向上に資する取組の実態に関する調査研究事業」
調査項目から抽出される専門学校と業界との連携の視点（イメージ） 9 7

○ 関係会議等の答申等

4. 職業実践的な教育に特化した枠組みについて

(1) 職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性

- これまで述べたとおり、雇用・労働を巡る環境の変化、知識・技能や人材需要の高度化、職業の多様化等が進む中、高等教育機関においては、職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要となっている。
- また、若者や就業者等、職業に必要な能力の獲得・向上を目指す人々の中には、生涯の中において、実務経験を主な基盤とした実践的な知識・技術・技芸の教授を中心とする職業教育を受けることにより、様々な可能性をより一層切り開いていくことができる者が少なからず存在すると考えられる。特に、後期中等教育の段階で専門高校等における職業実践的な教育を選択した者にとっては、その先に続く高等教育の段階に職業実践的な学びの場があることは、キャリア形成の上で重要な意味を持つ。このため、下記に述べるような新たな枠組みを整備することにより、人々が自らの能力、志向、適性にふさわしい学習の場を選択して学び、職業に必要な能力を修得できる環境を、高等教育において充実していくことが必要と考えられる。
- 高等教育における職業教育の環境を充実することは、職業教育に対する国民の意識や社会の評価を変える契機になるとともに、中等教育から高等教育までにわたる職業や就業に重点を置いた修学の道筋として、「職業教育体系」を鮮明にすることとなる。ひいては、人々にとって、学びと自らの将来とを強固につなぎ、自分の力を最大限にいかして人生を切り開いていく、新たな夢や希望をもたらすものとなることが期待される。

① 現在の高等教育における職業教育の位置付け

- 高等教育における職業教育は、学術研究の成果を主な基盤として教養に裏打ちされた専門的な教育を行うことが求められる場合や、卓越した又は熟達した実務経験を主な基盤として実践的な知識・技術等を教授することが求められる場合等がある。
- 大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」を目的とし、また、短期大学は大学の目的に代えて「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することができる」こととしており、大学・短期大学で行われる教育活動は、学術研究の成果を基盤とすることが本来の目的とされ、その中において職業教育が行われている。

戦後の我が国における単線的な学校体系においては、幅広い職業教育を含む多様

な機能を大学制度に期待したが、ともすれば専門の学芸の教授研究に関心が集中する中で、結果として、職業教育の意義や位置付けが不明確になり、職業実践的な教育が十分に展開されてこなかったとの指摘がある。

こうした中で、若者の過半数が進学する大学・短期大学においては、これまでの取組や、前述のように、人材育成に対する社会的要請、現在の厳しい雇用情勢、学生の多様化に伴う卒業後の移行支援の必要性等を踏まえ、平成23年度から、すべての大学・短期大学において社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制を整えることとしている。

- 高等専門学校は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的とし、中学校卒業者を対象として、一般教育と専門教育が効果的に組み合わせられた、5年一貫の職業教育を行う機関であり、高い就職率や求人倍率等、優れた実績を上げ産業界から高く評価されている。

現状では、全国的に配置され、高等教育機関として大きな役割があるが（工学系新規学卒技術者の約12%を高等専門学校卒業者が占める）、高等教育段階にあたる4年生の在学者は、18歳人口のうち約1%であり、また、制度上は分野の限定がないものの、ほとんどの学科が工業系という実情にある。

このような中、前述のように、今後、新分野への展開が期待されており、各高等専門学校においても学科再編等が行われている。

- 専門学校は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的としており、18歳人口の約20%が進学している。専門学校においては、実務経験を主な基盤とした職業教育が盛んに行われており、実務家教員を配した教員組織による実践的な知識・技能の育成、その成果としての職業資格の取得、学んだ分野に関連する分野への高い就職率等、職業に直結する教育機関としての成果を上げている。

しかし、専門学校は、設置主体の限定がなく、設置運営等に関する法令の定めがゆるやかであるなどの制度的特性を有しており、これをいかして産業界等のニーズに即応した柔軟な職業教育を展開できるという強みを有している反面、全体的な質の担保の面で課題があり、その教育の質について各学校ごとの差異が大きいという指摘がある。

② 人材育成ニーズと高等教育機関が行う職業教育への期待の高まり

- 我が国では、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に掲げられているとおり、産業構造の変化に対応し、成長分野^{*1}をはじめとして実践的な能力を有する人材の育成が急務とされており、また、将来にわたって付加価値を創出し、持続可能な成長を担っていく人材の育成が強く期待されている。さらに、質の高い人材の育成・確保や人材育成のスピードが、我が国の経済発展や国際競争力、あるいは地域の産業振興を決定する重要な要因となっている。

- このような中、特に、経済・社会環境の変化や技術の進展、生活様式の変化に伴

*1 「新成長戦略」では、「グリーン・イノベーション」「ライフ・イノベーション」「アジア経済」「観光・地域」を成長分野として掲げている。

い、異なる分野の知識・技術等を統合・総合させて、ものづくりや商品・サービス等を生み出していくことが求められており、経済・社会活動の基幹をなす中堅人材として活躍する、様々な職業・業種における実践的・創造的な職業人、あるいは卓越した知識・技能を有するいわば匠の人材を、高等教育機関が育成していく必要がある^{*1}。

- また、新規学卒就職者の離職率の高さや、若年無業者・フリーターの数がなかなか減少しないこと、正規労働者に比較して職場において職業能力開発の機会を得にくいことが指摘されている非正規労働者の増加、企業の人材育成投資の低下、さらには学習活動と職業生活の積み重ねにより経済成長を牽引する力を有する人材を育成していく重要性が指摘される中、高等教育機関が職業教育の場として、積極的な役割を果たしていくことが期待されている。

③ 職業実践的な教育に特化した枠組みの整備

- 上述のような、現在の高等教育における職業教育の位置付けや課題、また実践的な知識・技能を有する人材の育成ニーズや高等教育機関が職業教育において果たす役割への期待の高まりを踏まえると、高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備することが考えられる。具体的には、卓越した又は熟達した実務経験を主な基盤として実践的な知識・技術等を教授するための教員資格、教員組織、教育内容、教育方法等や、その質を担保する仕組みを具備した、新たな枠組みを制度化し、その振興を図ることである。
- このような職業実践的な教育に特化した枠組み（以下「新たな枠組み」という。）が適切に整備されていくことは、各高等教育機関の特性に応じた職業教育の充実を促し、これまで発展してきた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の教育とあいまって、高等教育機関全体として、職業教育システムを構築・充実していくための契機となることが期待される。

（2）職業実践的な教育に特化した枠組みに関して考慮すべき4つの観点

- 我が国の現状においては、企業内教育や既存の高等教育機関の職業教育の充実に向けた努力に期待するのみでは、必ずしも十分な対応がとれないと考えられる課題がある。具体的には、これまで述べてきた点も含み、下記に述べる4つが考えられ、新たな枠組みの制度的な整備に当たっては、これらの課題に十分に対応できるような方策を考慮する必要がある。
- 新たな枠組みは、職業に関する教育や生涯学習環境を充実するのみならず、これを通じて、雇用・生活の安定や円滑な労働移動・経済の活性化に寄与するものとするのが非常に重要である。
企業は教育の成果に期待を寄せているが、高等教育機関において、就業に必要な知

*1 (株)三菱総合研究所「我が国の企業等における中堅人材の人材ニーズに関する調査研究」(平成22年2月)の概要については、p. 204参照。

識・技能を必ずしも十分に育成できていないと言われる、教育と雇用・労働、経済を巡る国家的損失ともいえる状況を打破し、社会全体の在り方を好転させるきっかけの一つとして、新たな枠組みが役割を果たし、効果を発揮していくことが期待される。

また、企業等においても、人々が、新たな枠組みなどを活用して修得した能力を発揮していく上で不可欠ともいえる、学修成果の適切な評価や、学習活動と職業生活の両立並びにライフステージに応じた様々な働き方が可能な就業・労働環境の充実が期待される。このような各界の取組を通じて、我が国全体が、学びと就業の連関により人々はその能力を最大限発揮できる、活力と成長力に満ちた社会となっていくことが望まれる。

① 経済成長を支える「人づくり」への対応

- 我が国においては、新たな経済成長を支える「人づくり」を推進することが急務であり、社会全体で実践的な職業能力の育成に取り組むことが必要である。具体的に育成を目指す人材像としては、新たな成長分野をはじめとする各種分野において、例えば、次の2つが考えられる。

◆地域経済・産業振興に向けて

地域の強みをいかした産業・事業の創出・発展に関して、海外市場も対象に活躍し、地域の発展に貢献できる人材。

◆先進・創出を目指して

国際的にも高く評価されるような高度な専門的知識・技能を有する人材。

- ・優れた感性、斬新なアイデア、洗練・熟達した技能で、産業や企業の事業部門の主力を担いリードしていく人材
- ・異なる分野の知識・技術等を統合させて、新たな事業手法やシステム等を考案・導入し、ものづくりや商品・サービス等を創出する人材^{*1}

- このような人材の育成を行うに当たっては、特に、経済・産業界の動向・人材需要を鋭敏に把握し、可能な限りこれに即応した教育を行うことを重視すべきである。新たな枠組みについては、このような観点から、企業や経済団体・職能団体等と密接に連携して、最新の実務の知識・経験に基づく実践的な知識・技術等を教授していくことに重点を置く必要がある。

② 生涯にわたる学習活動と職業生活の両立

- 昨今の雇用慣行や労働情勢の変化をかんがみるに、人々が、学歴や新規学卒時の就職状況にかかわらず、生涯にわたり、継続して学習活動と職業生活を交互に又は同時に営みながら、職業に必要な能力を修得・更新・向上し、その成果が適正に評価され、就業や業種転換、キャリアアップを図ることができる環境を充実すること

*1 本審議会の議論では、「ハードウェア・ソフトウェアの設計・開発」「デジタルコンテンツの開発」「電子制御・ハイブリッドエンジン等の技術進歩に対応した自動車整備分野」「バイオテクノロジー分野におけるソフトウェアを用いた生命情報の処理」「観光ビジネス、環境マネジメントなど、時代の変化に対応したビジネス実務分野」「知識・技能の高度化・専門分化への対応が必要とされ、既に職業に就いている者に対して更なる教育プログラムの提供が求められる分野」が例示として挙げられた。

が必要である。この観点から、教育機関が教育プログラムを開発・提供するに当たっては、次の2つの視点を念頭に置くことが重要である。

◆職業への円滑な移行

若者の職業への円滑な移行

(転職者等が対象となることも考えられる。)

- ・専門分野の基本的知識・技能の修得・更新
- ・労働者の権利・義務・責任の学び

◆職業能力や起業力の向上

就業者や起業を目指す者の新たな知識・技能の獲得・向上

- ・専門分野の高度な知識・技能の修得・更新、周辺分野・関連分野の知識・技能の修得
- ・管理職や経営者等の態度・思考・行動・責任の学び
- ・経営、起業等に関する知識・方法の修得

- このような教育プログラムの提供に当たっては、人々が希望やライフステージに応じて学びやすい仕組みを備えることが重要である。また、修得した職業実践力等学修の成果が、学習者や企業等の外部者にも具体的にわかりやすい形で示されるなど、評価されやすい工夫も必要である。

なお、分野によっては、学修の成果が国家資格等の取得に結び付くことが重要であり、このことに留意が必要である。

併せて、国が、イギリスやヨーロッパの職業資格制度を参考にしつつ検討を進めているキャリア段位制度（日本版NVQ）^{*1}との連携を積極的に図っていくなど、職業に必要な能力とその修得のための教育プログラムとの対応関係を明確化することも考慮すべきである。

③ 教育の質の保証

- 中等教育後の高等教育段階に着目すると、実務経験に基づく職業実践的な教育を提供する教育機関として、これまで、専門学校が大きな役割を果たしてきたが、その制度的特性から教育の質の面で各学校ごとに相違が大きく、教育の成果に対する評価が高等学校関係者等の間で安定していないとの指摘や、専門学校が行う教育に対して社会からの理解が必ずしも十分に得られていないとの指摘がある。

- これらのことを踏まえ、新たな枠組みを整備するに当たっては、その質を客観的に保証する仕組みを備えることが重要である。その際、先に述べたとおり、新たな枠組みは、経済・産業界の動向・人材需要に即応し、最新の実務の知識・経験に基づく実践的な知識・技術等を教授していく機動性が求められ、そうした要請に照らして、適切に教育の質を確保することができる仕組みとすることが必要である。

*1 第5章4. 参照。

④ 進路選択の拡大と職業実践的な教育の適切な評価

- 現在、我が国では、普通教育志向の進学者が拡大しており^{*1}、この中には必ずしも明確な進路意識・目的意識を持たないまま進学している者がいるとの指摘がなされている。
- 新たな枠組みを具体化していくことは、子どもや若者が自らの将来を考えていく上で、また、保護者や教員等が、進路選択について助言を行っていく上でも、大きな変化を与えるものになると考えられる。具体的には、新たな枠組みは、高等学校等卒業後の進路として、また、生涯にわたる学習の場として、新たな道を開くことから、子どもたちが早い段階から、自らの志向や希望を十分に考慮して様々な進路を考え選択し、その後も人生の時々で、学習目的に合う教育機関を選択・活用していく意識・行動を高めるものになると期待される。
- また、高等教育における職業教育は、学術研究の成果を主な基盤とする場合や、職業実践的な知識・技術等を主な基盤とする場合等があるが、新たな枠組みの具体化を通じて、これらが同等に評価される社会の形成・発展にもつながると考えられる。
- このような進路選択の拡大や職業実践的な教育の適切な評価は、人々が希望やライフステージに応じて、様々な学習の場を活用しながら、職業生活や人生を重ねていくことができる、生涯学習社会の確立・発展においても大きな意義を有するものである。ひいては、多様な能力を有する人々が協働し活躍する、創造力と実践力の高い社会の実現へとつながっていくことが期待される。

(3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

- 新たな枠組みの具体化を進めるに当たっては、前記(2)の観点に基づき、今後さらに、早急かつ詳細な検討が行われることが望まれる。現段階までに検討してきた構想の概略は以下のとおりである^{*2}。
- なお、今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。また、その際、ものづくり分野における中核的人材、中小企業や地域における人材の育成を担っている職業能力開発大学校等の公共職業能力開発施設^{*3}や、各省の設置法等に基づき設置されている各省大学校等、各種の職業教育・訓練機関と相互に、各々の利用者から求められている役割を尊重・発揮して、我が国の人材育成や人々の生涯にわたる学習ニーズに、連携・協力しこたえていくものとなるようにすることが必要である。

*1 高等学校については、生徒の約72%が普通科、約23%が専門学科、約5%が総合学科に在籍し、また、高等教育段階については、約57%が大学・短期大学、約1%が高等専門学校、約22%が専門学校に在籍している状況にある。

*2 職業実践的な教育に特化した枠組みと他の教育・職業訓練機関との特徴比較のイメージについては、p. 108参照。

*3 職業能力開発施設については、p. 205・206参照。

1. 目的と特徴

卓越した又は熟達した実務の知識・経験に基づく高度の専門的かつ実地的な知識・技術等を教授し、職業に必要な実践的な能力を育成することを目的とする。

また、企業や経済団体・職能団体等と密接な連携を図り、個人が生涯にわたり継続して学業生活及び職業生活を交互に又は同時に営むことを支援する学習環境を整備することや、最新の実務の知識・経験を教育内容・教育方法に反映した教育の実施を担保することが望まれる。

2. 入学資格・修業年限

入学資格は、高等学校等の後期中等教育修了者とする。

修業年限は、分野の特性や対象者等に応じ、2～4年の範囲内で柔軟に設定することが考えられる。

また、生涯学習環境の整備の観点から、就業者等の学びやすさを考慮すると、基本課程（仮称）2年と上級課程（仮称）1～2年とする方法や、修業年限の弾力化、長期にわたる教育課程の履修を認めることなども考えられる。

3. 教育課程、授業方法

教育課程は、企業や地域・全国を単位とする経済団体・職能団体等との連携により、教育課程を編成・改善する組織体制を確保することが重要である。また、教育課程の編成に当たっては、例えば、国際社会から見た日本の姿や、国内地域の産業・資源等の特色・強みを学ぶ科目が含まれるなど、斬新で独創性に富むものとしていくことが期待される。

授業方法は、職業実践的な演習型授業（実験・実習・実技等）を一定程度（例えば、おおむね4～5割程度）行うことが想定される^{*1}。

特に、産業界や職業人が求める知識・技能や最新の実務を的確に反映した教育を行うため、企業等が学習活動にかかわり、学習者と企業等が、相互理解を深められる学習機会（企業内実習、企業参加の学内実習活動等）を設定することが重要である。

4. 修了認定方法・卒業要件

修了認定方法は、生涯学習環境の整備の観点から、就業者等の学びやすさを考慮すると、学年制ではなく、単位制やモジュール制^{*2}を基本とすることが妥当と考えられる。併せて、セメスター制^{*3}の積極的な活用も考えられる。

また、単位認定に当たっては、例えば、就業時に取得した各種資格に関する学修を評価し、授業科目の履修とみなして、単位を付与することも考えられる。

なお、成績評価の表示方法は、学生が修得した技能が具体的にわかる方法を採用入れることが望まれる。

*1 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校・職業能力開発大学校・職業能力開発短期大学校・気象大学校・旧制実業専門学校のカリキュラム例については、p. 206～211参照。

*2 一授業科目の履修毎に単位を付与し、一定の学修のまとまり（数ヶ月相当の学修）毎に修了認定する仕組み。（修業年限以上在学し、）全まとまりを修了すると卒業となる。

*3 1学年複数学期制の授業形態。通年制（ひとつの授業を1年間を通して実施）における前期・後期の区分とは異なり、ひとつの授業を学期（セメスター）ごとに完結させる制度。

5. 称号等、他の高等教育機関等との接続

修了した者の能力を対外的に徴表するものとして、何らかの称号等を称することができることとする必要がある。その際、我が国の高等教育制度の発達の経緯や現在の枠組みに留意するとともに、諸外国の実情も参考にしながら、職業教育の学修の成果を徴表するものとして何が適切であるのか、検討が進められることが望まれる。

また、学習者が、その希望やライフステージに応じて様々な進路を選択できるよう、他の高等教育機関や中等教育機関の専攻科との接続（編入学、進学）が適切に確保されるよう、検討することが必要である。

6. 教員資格、教員組織等

教員資格は、実務卓越性を重視し、併せて、指導力を求める。教育経験等のない者は、採用後一定期間の研修^{*1}や指導力認定資格の取得^{*2}を必要とするなどの措置を講じることが必要である。教員の採用に当たっては、公募制や任期制を活用しながら、最新かつ先進的な知識・技能を有する人材を、海外も視野に入れ確保することも考えられる。

教職員の組織体制については、分野の区分ごとに教育上の基本となる組織を置き、教育上適当な教員組織等を備えることや、教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるようにすることが求められる^{*3}。

また、就職・進路指導、学生支援のための組織体制や必要な事務組織を確保することが必要である。なお、事務職員については、企業の人事担当者であった者等職務経験に長けた者を、公募により積極的に採用するなど、職員の質の確保に努めることが期待される。

7. 自己点検・評価、第三者評価

教育の質を担保するためにも、教育等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することが求められる。

また、第三者評価については、産業界等の関与を十分に確保しつつ、新たな枠組みに適した基準・方法等を構築することが望まれる^{*4}。評価の観点は、例えば、教育活動を行う上での組織運営のシステム・体制の妥当性や、目的に応じた教育の成果（就業状況等）等、職業実践的な教育に適したものとする。

8. 名称、設置者

職業実践的な教育に特化した高等教育段階の枠組みとして、ふさわしい名称を検討することが必要である。

設置者は、国、地方公共団体及び学校法人とすることが適当である。

*1 例えば、専修学校においては、関係団体が新任教員の研修に係る基準を策定し、全国的に当該基準に準拠した新任教員研修を実施している。詳細については、p. 211参照。

*2 例えば、イギリスにおいては、大学教員の教員能力証明を取得するための課程が整備されている。詳細については、p. 212参照。

*3 大学（学部）・専門学校の組織・運営体制の例については、p. 212・213参照。

*4 大学等の認証評価については、p. 158、専修学校の第三者評価の例については、p. 204参照。

- 上記のほか、具体的な制度の設計に当たっては、現行の学校教育制度の枠組みや高等教育についての考え方を踏まえながら、全国的なレベルでの教育の水準の維持・向上を図るとともに、継続的・安定的に教育を実施するために必要な仕組みを整えることが不可欠である。これを踏まえ、所轄庁による設置認可や審査の体制・手続き、改善の勧告から廃止命令までを含む法令遵守の担保等の監督、教職員の資格要件や人員規模、必要な施設・設備、校地面積の水準等を含む設置基準の在り方、教育機関の社会的責務としての情報公開の在り方、上述の第三者評価の確実な実施、新たな枠組みを整備・普及するための方策の在り方、新たな枠組みの活用に対するニーズ等、多様な事項やこれにかかわる課題を検証する必要があると考えられる。
- 今後、高等教育関係者や学習対象者、産業界、公共職業能力開発施設関係者を含む各界の意向等を踏まえて、新たな枠組み全般の具体化について、詳細な検討が進められることが適当である。

5. 各高等教育機関を通じた職業教育の充実のための方策・質保証の在り方

- 経済・社会情勢がめまぐるしく変化する中で、高等教育機関には、我が国の産業や社会をしっかりと支えていく人材を育成することがこれまで以上に期待される。このような要請にこたえるため、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校における職業教育に関する優れた取組等を支援する仕組みなどを検討することが必要である。
- また、高等教育における職業教育の質の保証・向上を図るため、既存の各種評価システムとの関係を考慮しつつ、第5章で述べるような、職業に必要な能力とその能力を修得するために必要な学習内容を明確化し、該当教育プログラムを評価して学習成果の質の担保を図るシステムを構築することが重要である。

② 産業界・社会の要請への対応

視点3 経済社会のグローバル化や、知識・技術の高度化、雇用の流動化に対応した人材育成等を推進する。

【目指すべき方向性】

- グローバル化の進展の中で国際競争が激化し、我が国企業においても、絶えざる革新によって、より付加価値の高い製品・サービスを供給し続けていくことが必要になっている。企業間の競争は人材確保の競争ともなっており、専門人材の育成への要請がますます大きくなっているほか、海外からの高度人材受入れを促進していくことも重要となっている。多くの日本企業が生産・営業の拠点を海外にも展開していく中では、諸外国との架け橋となり、現地事業の中核を担う人材の育成も課題となる。
- さらに、近年では、新しい分野・職業等が次々に生まれ、産業構造の転換が進む一方、就業構造が変化し、雇用の流動化等も進展している。産業分野によっては、学校教育で提供する知識・技術と実際の職業現場で求められる知識・技術が短期間で乖離するほどに技術革新の速度が速くなっている。
- このような中、学校における職業教育においては、企業等における現在のニーズによりスピーディに対応していくことが求められると同時に、個々の職業人においては、生涯にわたる職業生活を見据えた上で、様々な変化に対応しつつ、自らのキャリア選択・キャリア形成を主体的に行っていくためのスキルを身に付けていくことが重要となる。
- なお、グローバル化の波はいまや高等教育市場にも及んでおり、各高等教育機関が世界規模で優秀な学生の確保を競い合うようになっている。我が国高等教育において職業教育の中核をなす専門学校については、日本の産業技術の強みを自らの強みとして、国際的にも魅力ある教育を提供していけるかが、今後の発展を期する上での1つの大きな鍵となる。
- 以上を踏まえ、専修学校が、産業界等のニーズに的確に応える職業教育を行うとともに、自立した職業人を養成していけるよう、また、国境を越えた高等教育機関間の競争の中でも一定の地位を占めていけるよう、必要な支援等を行っていく。

【対応方策】

- i) 教育機関としての主体的取組の中で、各分野における産業界等のニーズを適切に反映させつつ、教育活動の改善を進めていく仕組みを整備し、専修学校の国際競争力を維持・強化する。
 - ※ 各分野の産業界との連携の枠組みづくり、企業等との連携によるカリキュラム開発等の促進
 - ※ 職業教育・資格枠組みの構築に向けた検討
 - など
- ii) 変化の激しい時代を生き抜くための幅のある知識・技術や、生涯にわたる職業生活を主体的に設計できる力を身に付けさせるよう、教育内容・方法の改善・充実を図る。
 - ※ キャリア形成支援の取組充実に向けた研究、教職員のスキル向上のための研修等の推進
 - など
- iii) アジア等と我が国との架け橋となる留学生の受入れを促進する。
 - ※ 専修学校における留学生受入れ枠(総入学定員の2分の1まで)の弾力化 《附属資料2》
 - ※ 就職支援・生活支援など総合的な留学生支援の推進
 - など

① 専修学校教育の質向上に向けた組織体制の整備と評価・情報公開への取組

視点5 教育の質向上に向けた研究・研修等の活動を活性化すよう、学校間の連携・教員間の情報交流のための組織体制を整備する。

【目指すべき方向性】

- 専修学校教育の質を高めていく上での課題としてカリキュラムの改善や教員の資質向上等に向けた研究・研修等の活動を組織的に進める体制をいかに確保・整備していくかの問題が、重要となる。
- もとより、大学等に比べ、個々の学校規模が小さい専修学校^{*1}については、教員組織の体制において、総じて脆弱な面があるとも言われてきた。また、少子化の進展等により、専修学校の経営環境は厳しくなっており、個々の専修学校において、教育条件の整備・充実を図っていくための余力が失われつつあるとも指摘されている。
- さらに、専修学校教員が置かれている状況の実態として、研究・研修を協力して進めるべき同輩教員を、地域の中で得ることが難しい状況があるとも言われる。多様な分野にわたり広範多岐な教育が行われている専修学校の教育では、その質の向上に向けた対応も、各分野によって大きく異なることになる一方、それぞれの分野ごとの人材需要・養成ニーズは一定の規模に限られ、同一分野の学校が同じ地域内に複数集積することが、一部の大都市圏を除いて起こりにくい^{*2}。このため、各分野の教員は、それぞれ、各地方に分散して孤立しやすく、その結果として、各学校におけるカリキュラムの改善等も、個々の教員レベルの研究によって対応されるのみに止まりやすい等の指摘がある。
- 産業構造の変化や技術の高度化等のスピードもより一層速くなる中であって、社会が求める教育内容・方法の改善等を進めて行く上では、今後、以上のような組織体制による対応を続けるのみで、十分な対応を図ることは難しいと考えられる。すなわち、これからの専修学校教育の質向上に向けては、個々の学校レベル・各地方レベルを超えた連携により、研究・研修等の活動の充実を図れるよう、広域的な連携組織の組織化・活性化や、教育資源の共有化のための体制整備を進めることが必要である。

【対応方策】

- i) 教育改善のための複数校の連携による組織的な研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント）や、企業等との連携による教員の資質向上等に向けた組織体制整備の取組を支援・推進する。
 - ※ 各分野における学校間コンソーシアムの組織化・活性化の推進 など
- ii) 教育プログラム、教材等の資源の共有化を促進するための環境を整備する。
 - ※ 全国規模の情報交流の場の整備、各学校におけるIT環境の充実等に向けた取組の支援・推進 など

*1 専修学校については、高等学校、大学等に比べ小規模校が多く、学生生徒数200人以下の学校が全体の7割(69.1%)を占める。《参考資料p59》

*2 専修学校については、全国の学校(3,311校)の23.4%(776校)が首都圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)に、12.0%(397校)が近畿圏に所在している。また、全国の専修学校学生生徒(63.8万人)のうち、31.5%(20.1万人)は首都圏の学校に、15.6%(9.9万人)が近畿圏の学校に在学している。《参考資料p60》

視点6 より自由度の高い学校種としての特性を踏まえつつ、専修学校のガバナンス改善等に向けた評価と情報公開の取組を促進する。

【目指すべき方向性】

- 専修学校については、制度の特性から、カリキュラム等の面での自由度が高く、産業界等のニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開する上での強みを持っているが、その裏腹として、全体的な質の担保の面では、他の学校種に比べ緩さがあり、教育水準等においても、各学校ごとの差が大きいことが指摘される。このような専修学校が、社会全体の信頼を得ていく上では、より自由度の高い学校としての特性も考慮しつつ、教育活動等の評価や情報公開など、教育機関としてのガバナンス¹改善に向けた自主的な取組を促進していくことが重要となる。
- 特に、私立学校に対しては、近年、そのガバナンス¹の在り方に対する要請が高まっている。事前規制から事後チェックへという社会全体の動きを踏まえ、私立学校の設置についても基準の緩和等が進んできているが、これに伴い、設置後の教育活動等の状況を適切に評価していくことが、より大きな意味を持つようになってきている。さらに、少子化の進展等に伴い、困難な経営状況に直面する私立学校が増加し、私立学校全体が厳しい競争環境に晒されており、個々の私立学校においては、様々な課題に主体的・機動的に対応していくための体制確保とともに、学習者の適切な選択に資する観点から、情報開示等への適切な対応が求められている。
- このほか、税金の使い道に対する納税者の意識も高まっており、公費が投入される教育機関に対しては、より大きな説明責任が求められるようになってきている。
- こうした中、専修学校制度においても、平成18年の学校教育法改正により、自己評価の義務化や関係者評価の努力義務化、教育活動等に関する情報の積極的提供の義務化が図られている。また、学校法人については、平成16年に成立した私立学校法の一部改正法により、法人の公益性を一層高め、自主的・自律的に管理運営する機能を充実させる観点からの制度改正が行われており、その一環として、財務諸表等の利害関係者への閲覧に関する義務も課されている。
- なお、各分野の職業教育における教育水準等の評価については、現在、政府において「キャリア段位制度」の導入・普及（「日本版NVQ」の創設）に向けた検討も進められており、これら制度と専修学校の教育システムとの連携を促進するなど、学校種等を超えた分野別質保証の枠組み等の活用を進めることも、今後の重要な政策課題となる。
- 以上を踏まえ、より自由度の高い学校種としての専修学校の特性も考慮しつつ、教育活動等の評価の仕組みを整備するとともに、各学校における情報公開の取組を促進する必要がある。特に、法律で義務付けられた自己評価等及び情報提供等への対応については、その取組の実質化を促すとともに、第三者評価等への取組についても、専修学校が自主的に進める活動を支援・促進していく。

【対応方策】

- i) 法律上の義務とされた自己評価等へ対応については、「ガイドライン」を示し、その確実な実施と取組の充実を図る。第三者評価についても、専修学校が進める自主的な取組を促す。
 - ※ 各専修学校における自己評価等の取組の目安を示す「ガイドライン」の作成・公表
 - ※ 各専修学校やコンソーシアム組織等が自主的に進める第三者評価等の取組の支援・促進など
- ii) 法律で義務付けられた積極的な情報提供等への取組について、「ガイドライン」を示し、その取組の実質化を促す。
 - ※ 各専修学校における積極的な情報提供等の取組の目安を示す「ガイドライン」の作成（まずは、高等課程を対象に早急に作成・公表。《附属資料3》）など

*1 ガバナンスとは、組織・共同体が自らを健全に統治すること。我が国では、バブル崩壊後の「日本的経営」の見直しや、企業不祥事の問題への対応の中で、企業をどのように統治すべきかという観点からの「コーポレートガバナンス（企業統治）」に対する注目が高まったほか、透明性、健全性、遵法性の確保、適切な情報開示と説明責任の重視、責任の明確化、内部統制の確立などを要素とする「ガバナンス」の在り方が、様々な組織の経営改善を図る上での視点として、重視されるようになってきている。

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

（4）生涯の各段階を通じて推進する取組

成果目標 4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）

基本施策 13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への
接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人
の育成の充実・強化

13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進

- ・ 専門高校においては、長期の就業実習など体験的活動を通じて、専門分野に必要な実践力を身に付ける職業教育の充実を図る。また、技術者や社会人講師による実践的な指導や、大学、産業界等との連携強化などを通じて、最先端の職業教育を推進する。

大学・短期大学においては、国際水準や社会的動向を踏まえた分野別到達目標や第三者評価の導入・改善、大学間連携による共同教育体制の構築や産学協働による教育改善の推進などを通じた、分野毎の高度な専門教育を実現する。

高等専門学校においては、知識・技能の高度化等に対応した学科の在り方の見直しを行う。

専修学校においては、学校評価・情報公開の仕組みの構築や教職員の資質向上などの質保証・向上のための取組を行う。

さらに、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進める。

○ 専修学校の概要

1. 目的、課程及び主な要件

目的	職業若しくは実的生活中に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。 (学校教育法第124条)	
要件	修業年限1年以上、年間授業時数800時間以上、常時40人以上の在学生等	
課程	高等課程(高等専修学校) 入学資格: 中学校卒以上	専門課程(専門学校) 入学資格: 高校・高等専修学校 (3年制) 卒以上
		一般課程 入学資格: 限定なし (学歴不問)

※ 各種学校: 修業年限1年以上(簡易なものは3ヶ月以上)、年間授業時数680時間以上(入学資格: 限定なし)

2. 修了者に対する称号の付与

修業年限2年以上、総授業時数1,700時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「**専門士**」、修業年限4年以上、総授業時数3,400時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「**高度専門士**」の称号を付与

3. 学校数・生徒数

専修学校の設置者別学校数、生徒数、教員数【平成24年度学校基本調査】()内は専修学校全体に対する百分率を示す

設置者区分	総計	国立	公立	私立	私立
学校数	3,249校 (100)	10 (0.3)	199 (6.1)	3,040 (93.6)	
生徒数	650,501人 (100)	530 (0.1)	26,897 (4.1)	623,074 (95.8)	
教員数 (本務者)	40,424人 (100)	107 (0.3)	2,820 (7.0)	37,497 (92.7)	

	高等学校	専門学校	一般課程	生徒数
学校数	452 (13.0)	2,847 (81.6)	190 (5.4)	39,698 (6.1)
高等課程				578,119 (88.9)
専門課程				32,684 (5.0)
一般課程				

専修学校の分野別、課程別生徒数【平成24年度学校基本調査】

	工業	農業	医療	衛生	教育・社会福祉	商業実務	服飾・家政	文化・教養	合計
高等課程	4,804 (12.1)	6 (0.0)	13,318 (33.5)	6,383 (16.1)	1,106 (2.8)	7,475 (18.8)	2,997 (7.5)	3,609 (9.1)	39,698 (100)
専門課程	75,381 (13.0)	4,928 (0.9)	202,023 (34.9)	73,745 (12.8)	40,314 (7.0)	59,593 (10.3)	16,475 (2.9)	105,660 (18.2)	578,119 (100)
一般課程	83 (0.3)	0 (0.0)	132 (0.4)	760 (2.3)	5 (0.0)	92 (0.3)	797 (2.4)	30,815 (94.3)	32,684 (100)
計	80,268 (12.3)	4,934 (0.8)	215,473 (33.1)	80,888 (12.4)	41,425 (6.4)	67,160 (10.3)	20,269 (3.1)	140,084 (21.5)	650,501 (100)

○ 専修学校に関するこれまでの主な制度改正等の概要

平成25年7月12日時点

昭和51年(制度発足) ----->

<p>修了者の学習 成果の評価</p>	<p>【平成7年】 「専修士」の称号付与 〔専門課程・2年以上、試験等〕 に基づき課程修了の認定等 ※H24年度現在 約7,000学科</p> <p>【平成17年】 「高度専修士」の称号付与 〔専門課程・4年以上、試験等〕 に基づき課程修了の認定等 ※H24年度現在 約500学科</p>	
<p>大学・大学院 との接続</p>	<p>【昭和60年】 [高等課程・3年以上] 大学入学資格の付与</p> <p>【平成10年】 [専門課程・2年以上] 大学編入学資格の付与</p>	<p>【平成17年】 [専門課程・4年以上] 大学院入学資格の付与</p>
<p>教育の質の 向上</p>	<p>【平成14年】 情報の積極的 提供の義務化</p> <p>【平成14年】 自己点検・評価等 の努力義務化</p> <p>【平成16年】 財務情報の公開の 義務化</p> <p>【平成19年】 自己評価の義務化等・ 学校関係者評価の努力 義務化</p> <p>【平成24年】 「専修学校における 学校評価ガイド ライン」の策定</p>	
<p>学校間にお ける学習の 相互評価</p>	<p>【平成3年】 大学等における 専修学校教育 の単位認定</p> <p>【平成5年】 高校における 専修学校教育 の単位認定</p>	<p>【平成11年】 専修学校における大学等 の学修の履修認定に係る 範囲拡大 [1/4→1/2]</p> <p>【平成24年】 専修学校が授業科目の履修とみな すことができる学習の範囲の拡大 (高等学校専攻科、職業訓練等)</p>
<p>助成・税制</p>	<p>【昭和57年】 進学校法人 への私学助 成</p> <p>【昭和60年】 専修学校補助 等に関する地方 交付税措置</p> <p>【平成18年】 勤労学生控除制 度の対象者拡大</p> <p>【平成22年】 高等課程生徒に対する 「高等学校等就学支 援金」の支給</p> <p>【平成25年】 高等専修学校の 授業料減免措置 に関する地方交付 税措置を開始</p> <p>【平成25年】 JASSO奨学金事業の対 象拡大(専門学校「修 業年限2年未満の課程も 新たに対象化)</p> <p>【平成25年】 教育資金の一括贈与に 係る非課税措置の創設</p>	
<p>専修学校制度の施行</p>		
<p>【昭和41年】 勤労学生控 除制度創設</p> <p>【平成23年】 中教審答申 〔各学校段階の一つとして専修学校のキャ リア教育・職業教育の充実等について提言〕</p> <p>【平成24年】 単位制・通信制の 制度化</p>		